

土岐市多文化共生推進事業費補助金 募集要項

1 補助金の目的

「土岐市多文化共生推進事業費補助金」は、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、地域社会の一員として共に生きていく多文化共生社会の実現を図るため、外国人市民と日本人市民の交流を促進する事業に対する費用を補助します。

2 補助金の概要

(1)補助対象団体

次のいずれにも該当する団体が対象です。

- ① 市内で活動していること
- ② 公序良俗に反した活動をしていないこと
- ③ 宗教活動、政治活動を目的としていないこと



(2)補助対象事業

市内で行う事業で、次のいずれかに該当する事業が対象です。

- ① 外国人市民と日本人市民との相互理解を促す事業
(例:スポーツ交流、異文化体験イベント、料理教室 など)
- ② 外国人市民の生活支援に寄与する事業
(例:防災講座、日本語教室 など)
- ③ 市民の多文化共生意識を醸成する事業
(例:やさしい日本語講座 など)
- ④ その他

※補助対象とならない事業は次のとおりです。

- ① 営利目的若しくは特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ② 公共の秩序又は善良は風紀を乱すおそれがある事業
- ③ 土岐市の他の補助金を受け、又は受けようとする事業

(3)補助金額

上限10万円(参加者負担金・その他収入額を控除した額。千円未満切り捨て。)

※同一年度内に申請できるのは1事業のみです。

(4)補助対象経費

事業の実施に必要な以下の費用が対象です。

経費区分	内容
報償費	司会者、講師謝礼等(旅費及び食糧費を含む。)
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品等(参加者への景品、記念品等を除く。)
印刷製本費	チラシ、ポスター及び資料等の印刷代等
通信費	郵便料等
食材費	事業の実施に必要な食材費等
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等借上料等
その他	市が必要と認める経費

※備品の購入や、団体構成員に係る経費については、補助対象外です。

※実績報告書を提出する際に、対象経費すべての領収書等を提出する必要があります。

3 手続き

必要書類を添えて、土岐市役所市民活動課へ提出してください。

① 補助金の交付申請(事業の実施前)

提出書類:補助金等交付申請書、土岐市多文化共生推進事業計画書、収支予算書

② 補助金の実績報告(事業の実施後)

提出書類:補助事業等実績報告書、土岐市多文化共生推進事業報告書、実施状況が分かる資料(プログラム・チラシ・写真等、収支決算書)、支出が分かる書類(領収書等)

③ 補助金の請求

提出書類:補助金等交付請求書または補助金等前渡請求書、口座振込支払申請書

<補助金に関するお問い合わせ>

土岐市役所 市民活動課

電話 0572-54-1111(内線 357) メール katsudou@city.toki.lg.jp